

探 偵 業 行 政 処 分 簿

(愛知県)

被 処 分 者	認定証・届出証明書番号	愛知県公安委員会 第54190022号
	氏名または名称	株式会社T I T A N
	代表者の氏名	星原 茂
	主たる営業所の所在地	名古屋市昭和区御器所通三丁目15番地の2 ごきそビル3C
	処分に係る営業所の名称及び所在地	株式会社T I T A N 名古屋市昭和区御器所通三丁目15番地の2 ごきそビル3C
処 分 年 月 日	令和元年7月25日	
処 分 内 容	営業停止命令7日間	
処 分 理 由	探偵業務に関し他の法令の規定に違反し、探偵業の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められるため。	
根 拠 法 令	探偵業の業務の適正化に関する法律第15条第1項	
処分を行った公安委員会	愛知県公安委員会	